

会議録

1 関係職員の陳述

本請求の要旨を否認し、本請求を棄却するとの決定を求める。

2 監査委員から関係職員への質疑

問1 請求書にある契約上の履行日、契約書上の契約期間満了日はいつか。

答 契約期間の満了日は令和5年11月30日。履行日は、完了報告書の提出期限が定められており、10日以内なので令和5年12月10日。データで検査を行ったのが令和5年12月8日。

問2 契約書上において納期遅延があったか。

答 データで報告書を受け取っており、検査は令和5年12月8日に実施しているため、納期の遅延はない。

問3 損害遅延金の算定はされているか。または請求をされたか。もしも請求をされていないのであれば、その理由を伺いたい。

答 データでの検査は令和5年12月8日に適切に実施しており、納期の遅延はないと認識している。そのため、損害遅延金の算定はしておらず、請求もしていない。

問4 令和5年12月8日付け委託業務完了起案において、「成果品の納品がありましたので報告します。検査の結果、合格とされますか。」とあるが、その納品書は令和5年12月15日に訂正されている。つまり、CD-Rのない状態で合格とされたのか。また、なぜこのような事務処理を行ったのか。

答 データでの検査を令和5年12月8日に行っている。ただ、市民の方からのご指摘により調査したところ、CD-Rの受付日は実際令和5年12月15日だった。よって、受付日は訂正すべきと判断し、令和7年8月に決裁により訂正の手続きを行っている。CD-Rについては、12月8日に検査したデータと同様のものが納品されたことを12月15日に確認を行っている。

問5 納品書の訂正は起案されているが、令和5年12月8日付け委託業務完了起案の訂正はされているか。

答 納品書の受付日については、誤りであったため訂正した。しかし、令和5年12月8日の検査については実際に行っているため、委託業務完了起案の訂正はしていない。

問6 3月24日請求人陳述の際に、業務仕様書に照らして未達の項目があると主張があった。そのような項目があるのか、あれば未達の理由を伺いたい。

答 未達と言われる内容について、県内及び周辺自治体におけるアイススケート場の需要調査は、報告書の8ページから16ページに記載されているとおりに実際に行っていると認識している。照明設備の更新コストを含めた将来収支シミュレーションの作成は、報告書の47ページ以降に記載されている。実現可能性の観点から比較検討を行うことについては、まず、専門のコンサルに委託して実施しているため、当然実現の可能性はあると認識している。明らかに実現の可能性がない部分は、調査報告書の中からも見当たらないというのが我々の認識である。それらのことから、未達の項目はないと認識している。

問7 県内及び周辺自治体におけるアイススケート場の需要調査が未達ではないかという話もあったが、需要調査と分析は行っているということで間違いはないか。

答 間違いはない。報告書の8ページから16ページに記載のとおり、実施されているという認識である。

問8 成果品の考え方について、データによってCD-Rのない状態でも十分成果品に匹敵するという話があったが、その成果品の考えについて改めて伺います。

答 この調査業務自体は、報告書の中身が最も重要だと思っている。これについては12月8日に内容確認して、これが完成形だと確認して仕様も全て満たしていると認識している。それと同様のものが12月15日に我々の手元に届いたが、今まで頂いたデータと同じものが届いているかについてはしっかり検査をしているので、この調査業務自体は全て適切に履行されたと我々は判断している。

問9 CD-R、データ及び紙媒体の3点を成果品とすると明記されている文書もあるため、それに即したものが望ましいと考えるが、その内容を重視して判断されたということか。

答 はい。

問10 このサン・ビレッジ浜田アイススケート場の問題は、令和5年5月にスケート場を営業休止して以降約2年間、関係者で議論がなされているが、解決の糸口がなかなかないように思う。この約2年間、担当課として尽力されてきたと思うが、今の気持ちを参考にお聞かせいただきたい。

答 アイススケート場のあり方について、これまでも議会や教育委員会に十分な説明を行い、しっかりと議論をして、理解をいただいた上で方針決定に至っている。先ほど解決の糸口とおっしゃったが、我々としては次のステップに適切な手続きを踏んで進んでいるという認識である。この間、大量の公文書開示請求、住民監査請求、住民訴訟等で業務に大きな負担が生じているということは事実である。